

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書記入要領

1 施行規則様式及び提出期限等について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）の規定により、PCB保管事業者は毎年度、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の保管及び処分の状況について、PCB廃棄物の保管状況等届出書（施行規則様式）によって届け出る必要があります。

施行規則の様式は届出者及び事業場の名称所在地等と、以下の～から構成されており、PCB廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成する必要があります。

前年度とは、平成25年度を指します。

前年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況（前年度の4月1日時点）
 前年度中に新たに発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物
 前年度中に他の事業所から移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物
 前年度中に他の事業所へ移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物
 前年度中に自ら処分したポリ塩化ビフェニル廃棄物
 前年度中に処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物
 前年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況（前年度の3月31日時点）
 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況
 法人の場合、様式、出資などに関する事項

- (1) 提出期限 毎年6月30日（ただし、土日の場合は、直前の平日）
 (2) 提出部数 2部（3部作成し、1部は控としてください。）
 (3) 提出先 各県民局環境担当課（別表1参照）

様式や資料は電子データを提供しておりますので、兵庫県ホームページ「兵庫の環境」の「お知らせ」をご覧ください。
(<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/index.html>)

2 施行規則様式の記入方法

(1) 届出者及び事業場等の概要（施行規則様式 第1面上半分）

右上部の県、地域、管轄、市町コード欄は、別表1のコード表を参照して記入してください。（ただし、県コードは記入済のため、記入不要）

事業場コード欄について

- ・封筒宛名の下に記入してある番号を記入してください。
- ・封筒にコード未記入の場合は、事業場コード欄は記入しないでください。

届出者の欄について

- ・住所は郵便番号及び都道府県名から記入してください。
- ・氏名は、個人の方は氏名を、法人の方は登記簿上の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ・電話番号については、市外局番も含めて記入してください。
- ・資本の額又は出資の総額については、法人の方のみ記入してください。
- ・業種については、別添の「日本標準産業分類 中分類項目表（平成19年11月改定）」を参照して、主たる業種について、業種別コードとその業種名を記入してください。

事業場の名称欄について

- ・事業場の名称欄には、PCB廃棄物を保管している場所に関して、個人の方は保管場所の名称を、法人の方は会社名に加えて工場名、支店名、ビル名などの具体的な事業場の名称を記入してください。
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物処理法）第12条の2に定める特別管理産業廃棄物管理責任者の職名（例：管理課長など）及びその方の氏名を記入してください。
- ・事業場の所在地の欄には、所在地の住所の他、郵便番号及び電話番号も記入してください。

（2）前年度のPCB廃棄物の保管状況（前年度の4月1日現在）

（施行規則様式 第1面下半分）

この様式には、平成25年4月1日現在の内容を記入します。昨年度提出された届出の（平成25年3月31日時点）の翌日の内容になるわけですが、変更が無ければ、これを記入することになります。

高圧トランス、高圧コンデンサ、柱上トランスについては、製造番号を必ず記入する必要があるため、1台ごとに記入してください。低圧トランス、低圧コンデンサ、安定器等については、型式ごとや容器に保管している場合は容器ごとに記入してください。

その他のPCB廃棄物（その他機器含む）については、種類ごとに記入してください。なお、容器にまとめて保管し、種類ごとに把握できないときは容器ごとに記入してください。

廃棄物の種類は、保管しているPCB廃棄物ごとに廃棄物名を記入してください。さらに詳しい廃棄物の種類が判る場合は、括弧内に記入してください。また、表中の高圧とは、受電電圧が交流で600V、直流で750Vを超えるものが該当します。

PCB及びPCB廃油等、容積で量を表しているものについては、0.9kg/ℓで換算して、必ず「kg」で記入願います。

その他の機器については、単位は台数で記入願います。

「番号」の欄には、上記の条件で記入したPCB廃棄物ごとに、昨年度の届出と同じ番号を記載して下さい。つまり、平成13年度の届出（平成13年7月15日時

点)から記載があるものは、先頭に「00-」を加えた整理番号(例:00-001)を、平成25年度の届出から新たに加わったものは、先頭に「24-」を加えた整理番号を、平成26年度の届出から新たに加わったものは、先頭に「25-」を加えた整理番号を記載します。

「量」の欄には、それぞれの保管量を記入するとともに、単位については、別表3のPCB廃棄物コード表の単位を参照して、台数及び個数については「台」又は重量については「kg」(小数点以下1桁で四捨五入)で記入してください。

また、「台」と記入した廃棄物については、機器の銘版等を参考にして、括弧内に重量もあわせて記入してください。

「廃棄物の型式等」の欄には、製造者名(例: コンデンサ製造(株))、型式(左詰めで記入してください。例: AF)、製造番号(左詰めで記入して下さい)。

例: - 123・ 01) 製造年月日(西暦で記入してください。

1965年7月の場合 65-07) 容量等(例: 50kVA、20W等)を記入してください。

なお、銘板が読み取れない等の場合は、必ず不明と記入してください。

「区分」の欄には、該当するものに 印をつけてください。

「容器の性状」欄には、PCB廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入してください。(例: 耐食性の金属容器で保管、容器に収納されていない等)

「囲い等の有無」の欄には、PCB廃棄物保管場所の周囲の囲いの有無を記載例に従い、コードで記入してください。(囲い有り 1 囲い無し 2)

「表示の有無」の欄については、PCB廃棄物保管場所に廃棄物処理法の規定による表示の有無を記載例に従い、コードで記入してください。(表示有り 1 表示無し 2)

「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記載例に従い、コードで記入してください。(分別 1 混在 2)

「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のPCB廃棄物が漏れたり、こぼれ落ちたりするおそれを記載例に従い、コードで記入してください。(おそれ有り 1 無し 2)

「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項に定める自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入してください。

「合計」の欄には、PCB廃棄物コード・種類名ごとに合計量及び単位(台及びkg)を記入してください。

(3) 前年度中に新たに発生したPCB廃棄物(施行規則様式 第2面上半分)

前回の届出以後、使用中から保管になったものがあれば記入してください。

廃棄物の種類～型式等及び参考事項欄の記入については、(2)と同様に記入してください。

なお、番号については、先頭に「25-」を加えた整理番号を新たに設定して記

入してください。

発生年月日欄には、記載例（西暦で記入して下さい。下2桁のみ 例：2013年8月7日の場合 130807）を参照して記入して下さい。

発生場所欄には、PCB廃棄物の発生した場所（例：工場第1機械室等）を具体的に記入してください。

（4）前年度中に他の事業所から移動したPCB廃棄物（施行規則様式第2面下半分）及び

（5）前年度中に他の事業所へ移動したPCB廃棄物（施行規則様式 第3面上半分）

前回、他の事業所で保管の届出をしたもので、前年度中にこの届出に係る事業場へ移動してきたもの、又は前回この届出に係る事業場で保管の届出をしたもので、前年度中に他の事業場へ移動したものがあれば記入して下さい。

廃棄物の種類～型式等及び参考事項欄の記入については、（2）と同様に記入してください。

なお、番号については、他の事業場から移動してきたものについては、先頭に「25-」を加えた整理番号を新たに設定して記入し、また他の事業場へ移動したものについては、元の整理番号（（2）の 参照 例：00-001）を記入してください。

移動年月日欄も上記（3）の発生年月日の例を参照して記入してください。

移動元（先）の事業場の名称及び所在地欄には、PCB廃棄物の移動元（先）の事業場の名称及びその所在地を記入してください。

（6）前年度中に自ら処分したPCB廃棄物（施行規則様式 第3面下半分）

廃棄物の種類～型式等及び参考事項欄の記入については、（2）と同様に記入してください。

処分年月日欄も上記の発生年月日の例を参照して記入してください。

処分方法欄には、PCB廃棄物の処分方法を具体的に記入してください。

（例：脱塩素化分解、水熱酸化分解等）

処分後の廃棄物の種類、処分方法及び処分先欄には、PCB廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類、処分方法及び処分先を記入してください。

（7）前年度中に処分を委託したPCB廃棄物（施行規則様式 第4面上半分）

廃棄物の種類～製品の型式及び参考事項欄の記入については、（2）と同様に記入してください。

運搬方法欄には、自社運搬又は委託運搬の別を記載例に従い、コードで記入してください。（自社 1 委託 2）

引き渡し年月日の欄には、PCB廃棄物を運搬業者又は処分業者に引き渡した年月日を記入してください。

処分受託者の名称及び事業場の所在地欄には、処分受託者の名称及び処分受託者が受託したPCB廃棄物の処分を実際に行う事業場の所在地を記入してください。

日本環境安全事業株式会社（JESCO）に処分を委託し、平成25年度中に処分が完了している場合は、処分受託者の名称を「日本環境安全事業株式会社」、所在地を「大阪府大阪市此花区北港白津2-4-13」としてください。

（8）前年度のPCB廃棄物の保管状況（前年度の3月31日現在）（施行規則様式 第4面下半分）

廃棄物の種類～参考事項欄の記入については、（2）と同様に記入してください。
ただし、番号の欄には、PCB廃棄物ごとに、平成13年7月15日以前から保管している分については、先頭に「00-」を加えた整理番号（例：00-001）を記入してください。平成13年7月15日以降から平成14年3月31日までに保管になった分については、先頭に「13-」を加えた整理番号を記入してください。平成14年度以降に保管になった分については、新たに保管になった年度を整理番号の先頭に記入してください。（つまり、平成24年度中に保管になった分については、先頭に「24-」を加えた整理番号を記入することになります。）
平成25年度中に新たに保管になった分については、先頭に「25-」を加えた整理番号（上記（3）（4）で設定した番号）を記入してください。

つまり、（8）のPCB廃棄物については、

（8）＝（2）＋（3）＋（4）－（5）－（6）－（7）になります。

（9）PCB廃棄物に係るPCB使用製品の状況（施行規則様式第5面上半分）

この様式には、平成26年3月31日現在、使用中であるPCB使用製品について記入してください。昨年度の届出内容から、平成25年度中に保管になったものを除き、新たに使用中が判明したものを加えて記入してください。

廃棄物の種類～型式等及び参考事項欄の記入については、（2）と同様に記入してください。

ただし、製品の型式等で不明な事項があれば「不明」と記入してください。

番号の欄には、先頭に「99-」を加えた整理番号（例：99-001）を記入してください。

使用の状況については、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入してください。（例：「×工場の第一機械室で変圧器として使用」）

（10）法人の場合、様式、出資などに関する事項（施行規則様式 第5面下半分）

出者が法人であり、且つ、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人がある場合に記入することになります。

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の欄には、届出者である法人に関してのそれぞれの数量又は額を記入してください。

法人の名称欄には、の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の50（全体の2分の1）に相当する数量又は額の株式又は出資を所有する法人（個人を除く）の名称を記入してください。

所有する株式の数、出資口数の総数又は出資価額及び割合の欄には、それぞれの所有している内容及びその数量又は額を記入し、全体に対する割合を記入してください。

住所の欄には、の法人の所在地を記入してください。

代表者の氏名の欄には、の法人の代表者の氏名を記入してください。

資本の額又は出資の総額の欄には、の法人の資本又は出資に関する額を記入してください。

なお、(2)～(10)の中で、該当ない場合は、必ず「該当無し」と記入してください。

(11) 届出にかかる添付書類について（写真、産業廃棄物管理票等）

・ 写真の添付について

前回までの届出書に写真を添付している場合は、その状況に変更がなければ添付の必要はありません。

なお、下記に該当する場合には、施行規則様式と併せて、別紙の「PCB廃棄物の保管状況等届出書用写真台帳」に整理番号ごとにそれぞれのPCB廃棄物（製品）が特定できる写真を添付し、提出してください。

(2)の前回届出時（平成25年4月1日時点）からPCB廃棄物の保管場所及び保管方法等変更された場合。

(3)において、前回届出（平成25年4月1日時点）以後、新たに使用中から保管になったものがある場合。

(4)において、前回、他の事業場で保管の届出をしたもので、前年度中に現事業場へ移動してきたものがある場合。

(8)において、前回の届出時（平成25年4月1日時点）に写真を添付していないもの、及び今回新たに届出を行うものがある場合。

(9)において、前回の届出に写真を添付していないもの、及び今回新たに届出を行うものがある場合。

・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

この届出書にかかるPCB廃棄物の運搬・処分等があった場合は、次の書類を添付してください。

前年度においてこの届出に関するPCB廃棄物の運搬又は処分についての産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（廃棄物処理法第12条の3第2項から第4項まで又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）をA4サイズの用紙に複写したもの。（A4サイズでよい）